

生駒市条例第 3 2 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 6 3 年 1 2 月生駒市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北西地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された令和 6 年 7 月 1 9 日生駒市告示第 1 2 4 号に定める大和都市計画生駒市学研生駒テクノエリア北西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市学研生駒テクノエリア南地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された令和 6 年 7 月 1 9 日生駒市告示第 1 2 4 号に定める大和都市計画生駒市学研生駒テクノエリア南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 中

	沿道利用地 区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等）	500平方メートル					
--	-------------	---	-----------	--	--	--	--	--

	沿道利用地 区B	次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 集会場（市民ホール、結婚式場、葬祭場等）	500平方メートル					
生駒市学研 生駒テクノ エリア北西 地区整備計 画区域		次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業	10,000平方メートル	1 道路に面する側にあつては5メートル以上、その他の側にあつては3メートル以上 2 守衛所等施設の管理及び保安のために必要な建築物	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メー	10分の53（法第53条第3項第2号の規定に該当する場合は、10分の6）		

生駒市学研 生駒テクノ エリア南地 区整備計画 区域		の用に供する施設を除く。） 5 ホテル又は旅館 6 キヤバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類す るもの 9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設 10 自動車教習所	10,000 平方メー トル	で、次の各号 に適合するも のに対する前 項の規定の適 用について は、同項中「 5メートル以 上」とあるの は「3メート ル以上」と、 「3メートル 以上」とある のは「1メー トル以上」と する。 (1) 階数が1 であること。 (2) 延べ面積 が100平方 メートル 以下である こと。 (3) 高さが1 0メートル 以下である こと。	トル以内である もの		10分の5 （法第53 条第3項第 2号の規定 に該当する 場合は、1 0分の6）	
生駒市学研 生駒テクノ エリア南地 区整備計画 区域		次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの	10,000 平方メー トル	1 道路に面す る側にあつて は5メートル 以上、その他 の側にあつて は3メートル 以上 2 守衛所等施 設の管理及び	1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か		10分の5 （法第53 条第3項第 2号の規定 に該当する 場合は、1 0分の6）	

(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。) 5 倉庫業を営む倉庫 6 ホテル又は旅館 7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 8 公衆浴場 9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 11 自動車教習所 12 別表第3（お）項に掲げる事業を営む工場 13 別表第4（い）欄に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類及び動植物油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物	保安のために必要な建築物で、次の各号に適合するものに對する前項の規定の適用について は、同項中「5メートル以上」とあるのは「3メートル以上」と、「3メートル以上」とあるのは「1メートル以上」とする。 (1) 階数が1であること。 (2) 延べ面積が100平方メートル以下であること。 (3) 高さが10メートル以下であること。	つ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
--	--	--------------------------------

改める。

別表第 6 に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北西地区整備計画区域		1 0 分の 1	1 0 , 0 0 0 平方メートル
生駒市学研生駒テクノエリア南地区整備計画区域		1 0 分の 1	1 0 , 0 0 0 平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。